定額複利預金

令和7年4月1日現在

| | 一 |
|-------------|---|
| 商 品 名 | • 定額複利預金 (はましん定額複利預金) |
| 販 売 対 象 | 個人のみ |
| 期間 | • 最長5年、(据置期間6か月) |
| | ・ 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の6か月経過後から5年 |
| | までの任意の日を指定できます。 |
| | ただし、満期日の指定は1か月前までに必要です。 |
| | • 最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いとな |
| | ります。 |
| 預入 | |
| (1) 預 入 方 法 | • 一括預入 |
| (2) 預 入 金 額 | ・ 1,000 円以上 1,000 万円未満 |
| (3) 預 入 単 位 | • 1円単位 |
| 払 戻 方 法 | ・ 一部引出し |
| | * 据置期間(6か月)経過後であれば、10,000円以上 10,000円単位でいつで |
| | も何回でも可能とします。 |
| | *一部引出し後の残高には預入時の利率をそのまま適用します。 |
| | ただし、預入日の金額が 300 万円以上で一部払出後、300 万円未満となっ |
| | た場合は、その時点から預入日の 300 万円未満の利率に変更となります。 |
| | ・ 満期日以後に一括して払戻します。 |
| 利 息 | |
| (1) 適用金利 | • 固定金利 |
| | ・ 契約時の店頭表示の利率を約定利率とし満期日まで適用します。 |
| | • 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 |
| | ・ 満期日以後に一括して支払います。 |
| (2) 利 払 方 法 | ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6か月毎に複利計算し |
| (3) 計算方法 | ます。 |
| 税金 | ・ 利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 |
| | (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) |
| | ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には |
| | 復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%) |
| | の税金がかかります。 |
| 手 数 料 | |
| | |

| 付加できる | ・ 「総合口座」の担保とすることができます。 |
|-----------|--|
| 特 約 事 項 | (貸越利率は担保定期預金の5年の約定利率に0.5%上乗せした利率) |
| | ・ マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。 |
| 中途解約時の | • 原則として満期日前に解約することはできません。 |
| 取 扱 い | • 預入日から6か月未満で解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数 |
| | および預入日時点の 5 年約定利率に対し 40%を掛けた利率により計算した利 |
| | 息とともに支払います。 |
| 金 利 情 報 の | • 金利は <u>ホームページ</u> でご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードもし |
| 入 手 方 法 | くは窓口へご照会ください。 |
| 苦情処理措置· | ・ 別表(※)のとおり受付けております。 |
| 紛争解決措置 | ※ 別表「苦情・紛争等の受付窓口」 |
| | |
| その他参考と | • 自動継続、証書式での取り扱いとなります。 |
| なる事項 | • 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計 |
| | 算します。 |
| | • 預金保険制度の対象預金となります。 |
| | ・ 預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。 |
| | なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本 1,000 万円まで |
| | とその利息が対象となります。 |
| | ただし、元本の合計には決済用預金(当座預金、無利息型普通預金)は含まれ |
| | ません。 |